

企業会計基準第 5 号

「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」、
企業会計基準適用指針第 8 号

「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等
の適用指針」、

企業会計基準第 12 号

「四半期財務諸表に関する会計基準」、

企業会計基準適用指針第 14 号

「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」、

企業会計基準第 17 号

「セグメント情報等の開示に関する会計基準」、

企業会計基準適用指針第 6 号

「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」、

企業会計基準適用指針第 22 号

「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の
決定に関する適用指針」、

実務対応報告第 20 号

「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の
適用に関する実務上の取扱い」及び

実務対応報告第 21 号

「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会
計処理に関する実務上の取扱い」の改正

公表にあたって

企業会計基準委員会では、平成 20 年までの短期コンバージェンス・プロジェクトとして掲げた企業結合等に関して、平成 20 年 12 月 26 日に企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」（以下「企業結合会計基準」という。）等を公表いたしました。

企業結合会計基準等に対応して、当委員会がこれまで公表した会計基準等における所要の改正を検討してまいりましたが、今般、平成 21 年 3 月 19 日の第 173 回企業会計基準委員会において、標記の会計基準等の改正を行うことを承認しましたので、本日公表いたします。

なお、標記の会計基準等の改正は、企業結合会計基準等における取扱い等に合わせるための技術的なものであるため、公開草案の手続を経ずに公表するものです。

改正された会計基準等の概要

以下の概要は、改正された会計基準等において、今般改正された主な箇所の内容を要約したものです。適用時期を含め詳細な改正内容については、改正されたそれぞれの会計基準等をお読みください。

■ 企業会計基準第 5 号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 8 号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」

平成 20 年 12 月に公表された企業会計基準第 22 号「連結財務諸表に関する会計基準」（以下「連結会計基準」という。）において、支配獲得時の子会社の資産及び負債の評価は全面時価評価法のみとされたことに対応して技術的な改正を行った（企業会計基準適用指針第 8 号第 6 項及び第 7 項参照）。

■ 企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」

- (1) 平成 20 年 9 月に改正された企業会計基準第 9 号「棚卸資産の評価に関する会計基準」に対応して、後入先出法における売上原価修正を削除した（企業会計基準第 12 号第 11 項及び第 13 項並びに企業会計基準適用指針第 14 号第 10 項及び第 37 項参照）。
- (2) 平成 20 年 12 月に公表された企業結合会計基準に対応して、重要な企業結合に関して持分プーリング法を適用した場合の注記事項等を削除した（企業会計基準第 12 号第 19 項(17)及び第 25 項(16)並びに企業会計基準適用指針第 14 号第 27 項及び第 69 項参照）。

■ 企業会計基準第 17 号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」

平成 20 年 12 月に公表された企業結合会計基準に対応して、負ののれんに関連する所要の改正を行った（企業会計基準第 17 号第 34-2 項参照）。

■ 企業会計基準適用指針第 6 号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」

平成 20 年 12 月に公表された企業結合会計基準に対応して、負ののれんは発生した事業年度の利益となることを踏まえた表現（企業会計基準適用指針第 6 号第 93 項参照）などの技術的な改正を行った。

■ 企業会計基準適用指針第 22 号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」、実務対応報告第 20 号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」及び実務対応報告第 21 号「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」

平成 20 年 12 月に企業結合会計基準及び連結会計基準が公表され、また、企業会計基準第 16 号「持分法に関する会計基準」が改正されていることから、これらの会計基準等における表現（例えば、「会社等」から「企業」への変更）等に合わせるための技術的な改正を行った。

以 上